

令和 7 年 2 月 5 日
世 田 谷 保 健 所
感 染 症 対 策 課

令和 7 年度の予防接種事業について

令和 7 年度から実施予定の予防接種事業について以下のとおり報告する。

1 带状疱疹予防接種の定期接種化について

(1) 主旨

区では、令和 5 年 7 月から、区民が带状疱疹予防接種を受けやすくし、带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的として、東京都の特別補助事業を活用し、带状疱疹予防接種費用の一部を助成している。

この度、带状疱疹予防接種は、令和 7 年 4 月から、重症化予防を目的に予防接種法上の B 類疾病に位置づけられ、法に基づく定期接種として実施されることとなった。

これを踏まえ、高齢者の带状疱疹による重症化を防止するため、区は、以下のとおり定期接種を実施する。

(2) 事業概要

①開始時期 令和 7 年 4 月 1 日

②対象者

ア 65 歳の方

イ 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

ウ 5 年間の経過措置として、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の方

※100 歳以上の方については、定期接種開始初年度に限り全員対象

③自己負担額

ア 生ワクチン（1 回）：4,000 円

イ 不活化ワクチン（2 回）：1 回につき 10,000 円

※接種単価は今後の三者協協議において協議事項となる見込みのため現在の想定金額、自己負担額は接種単価の半額程度で算出。

④予診票 5～6 月頃に対象者へ個別発送（対象者イの方は個別に申し込みが必要）

⑤実施方法 区内指定医療機関での個別接種（ただし、特別区相互乗り入れあり）

⑥周知方法 区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等により周知する。

⑦予算（案）62,627 千円（接種にかかる医師会委託料等）

※特定財源 3,357 千円（諸収入）

(3) 任意接種について

令和5年7月から東京都の特別補助事業を活用しながら接種費用の一部を助成してきた帯状疱疹任意予防接種については、令和7年度の東京都の補助事業が継続した場合には以下のとおり費用助成を継続する。

①対象者

- ア 50歳以上65歳未満の方（定期接種対象者を除く）、
- イ 帯状疱疹発症リスクの高い18歳以上50歳未満の方

②費用助成

- ア 生ワクチン（1回）：4,000円
- イ 不活化ワクチン（2回）：1回につき10,000円

③予算（案）

125,900千円 ※特定財源 63,243千円（東京都補助金）

2 HPVキャッチアップ接種等期間の延長について

(1) 主旨

現在、従来の定期接種の対象者に加え、令和7年3月末を期限として、接種の機会を逃した方のための「キャッチアップ接種」を実施しているが、期限が迫ってきたことより接種希望者が急増し、ワクチンの在庫が不足したため、希望する者が接種できない状況が発生している。

それを踏まえ、キャッチアップ接種期間中の3年間に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けることが厚生労働省の厚生科学審議会にて了承された。

(2) 事業概要

①対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

②対象者

- ア キャッチアップ対象者（平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性）でキャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日まで）に少なくとも1回以上接種しており、3回の接種が完了していない者
- イ 令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる者（平成20年度生まれの女性）で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までに少なくとも1回以上接種しており、所定回数の接種が完了していない者

③実施方法 区指定医療機関での個別接種

④周知方法 対象者への個別通知、区のおしらせ、区ホームページ、ポスター掲示等

⑤予算(案) 151,959千円

(本経過措置を含む女性HPV接種事業 404,670千円)

3 男性HPV予防接種助成事業における経過措置の創設について

(1) 主旨

本事業については、令和6年10月1日より費用助成を開始した。本ワクチンは3回の接種が必要となるが、標準的な接種間隔で接種する場合接種完了まで6か月の期間を要する。よって、令和6年10月中に1回目を接種できなかった場合、年度末までに3回の接種が完了せず、対象者が平成20年度生まれの場合、翌年度は本制度の対象外となることから、残り回数の助成を受けられない事態が発生する。加えて、ワクチン不足により希望する者が接種できない状況も踏まえ、令和6年10月から令和7年3月の間に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける。

(2) 事業概要

①対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
②対 象 者	平成20年度生まれの男性で、令和6年10月から令和7年3月の間に少なくとも1回以上接種しており、3回の接種が完了していない者
③助成回数	2回まで
④自己負担	なし（助成単価：17,666円／回）
⑤実施方法	区内指定医療機関での個別接種
⑥周知方法	区ホームページ、ポスター掲示等
⑦予算(案)	7,049千円

(本経過措置を含む男性HPV予防接種助成事業 60,007千円)

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月1日	HPVキャッチアップ接種等期間の延長開始 HPVワクチン男性接種費用助成における経過措置開始
5～6月下旬	带状疱疹予防接種 予診票発送
7月	HPVキャッチアップ接種等個別勧奨通知発送